

財団法人地球環境戦略研究機関 J I S E 運営基金設置規程

平成 1 9 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、財団法人地球環境戦略研究機関寄附行為第 5 2 条の規定に基づき、J I S E 運営基金の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 財団法人地球環境戦略研究機関国際生態学センター（以下「J I S E センター」という。）の業務の円滑な運営に資するため、財団法人地球環境戦略研究機関に J I S E 運営基金を設置する。

(J I S E 運営基金の構成)

第 3 条 J I S E 運営基金は、J I S E 運営基金とすることを指定して寄附され、又は交付された財産及び理事会で基金に繰り入れることを議決した財産をもって構成する。

(J I S E 運営基金の運用)

第 4 条 J I S E 運営基金は、金融機関への預金その他もっとも安全でかつ确实有利な方法により運営し、保管するものとする。

(果実の充当)

第 5 条 J I S E 運営基金の果実は次の事業に充当する。

- (1) 生態学を通じた環境保全・回復に関する調査及び試験、研究
- (2) 生態学を通じた環境保全・回復に資する人材育成
- (3) 環境情報の収集及び提供、並びにセミナー、シンポジウム等の開催
- (4) 機関紙及び研究成果等の刊行
- (5) その他 J I S E センターの目的を達成するために必要な事業

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。